主務教論がおかれても 定数内 人は増えません

職場に





推薦は 本人の希望や意思に基づく 教育委員会と確認

昨年来、その配置を目論んでいた府教委は、大教組に対してようやく「主務教諭等選考について」の説明を行いました。

それを受け泉北教組は、各教育委員会と『確認』を行いました。（別表参照）

二学期が始まり各職場から「産休の先生の代わりが来ない。」「病休代替が来ないので教科と支援を兼務してる。」等の声が寄せられています。

今学校に必要なのは主務教諭ではありません。欠員の解消、教員の大幅な増員や専門的知識を持った職員の配置です。

校長先生から文書を基に説明はありましたか。

府教委の文書(**ゴシック体**)から主務教諭配置を考えましょう

◇目的はなに？

①大阪の教育を取り巻く状況は大きく変化。教員一人一人の意欲と資質・能力を向上し、…組織的に対応していく重要性は増している。（支援教育や不登校、日本語指導、ヤングケアラー…、探究的な学びの充実、人権・健康・キャリア教育といった学校横断的な取組）

これらの課題を現状の人員だけで実践していくには、とても無理があります。教職員の増員が、最も確かな解決方法です。

②経験年数の少ない教員の占める割合の増加 等

それなら、まず「四年・八年」の異動年限を、せめて元に戻しなさい。

私たち教職員に課題を押しつける前に、教育委員会は、教育条件や労働条件を改善すべきです。

◇人は増えるの？

人的措置は想定していません。首席は…人的措置(非常勤講師時間数)を行っています。

主務教諭等は学校運営の一分野を担うものであることから持ち授業時間の制限はなく、…

新たな人の配置はありません。「仕事は増えても、人は増えない」です。

◇選考方法は？

○書類選考のみ

市町教育委員会・教育長が推薦する者

９月中に校長からの「推薦」が教育委員会に。その後、教育長が府教委に「推薦」します。

重要なことは「本人の希望や意思に基づく」ことです。事後承諾はありえません。

◇人事異動は？

主務教諭等のままでの異動

一度なれば、異動先の職場でも主務教諭です。

泉北教組と教育委員会の確認

◆「主務教諭」は、**管理職ではなく、管理監督権限は持たず**、職務命令を発することはできない。



◇「主務教諭」が行う「調整・支援」は、**教職員の納得を基本としたもの**で、命令・強制　に及ぶものではない。

◆「主務教諭」の給与を含む処遇については、勤務労働条件に係るものであり、府レベルの職員　団体と府教委の合意を遵守する。

◇「主務教諭」の配置は、各学校の実情等を考慮することなく**一方的に配置しない**。

◆「主務教諭」の推薦は、**本人の希望や意思に基づいて**、教育長が行う。
加えて高石市教委には　**1.必ず「推薦前」に本人の意志の確認を　2.　事後承諾にならないように　3.本人が「推薦してほしくない」と言っても、その後不利益を被らないこと**　を確認

◇「主務教諭」の職務内容は、例示であり、すべてを担うことを意味するものではない。

◆**今後とも、必要が生じた場合は協議に応じる。**

なお「確認」の「主務教諭」には「主務養護教諭」と「主務栄養教諭」を含む。

先行モデル実施の東京は「主任教諭」（＝主務教諭）の仕事量が増え、トップダウンが強化